

口蹄疫の疑似患畜の殺処分・と体の埋却の完了について

- 本日、口蹄疫の疑似患畜（199,293頭）全ての殺処分・と体の埋却が完了しました。
- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

1 口蹄疫の疑似患畜の殺処分・と体の埋却の完了について

- 本日、227例目（高鍋町）の農場・287例目（西都市）の関連農場において、疑似患畜の殺処分・と体の埋却が終了しました。このことにより、口蹄疫の疑似患畜（291例、199,293頭）全ての殺処分・と体の埋却が完了しました。
- 今後、宮崎県とともに、ワクチン接種家畜の殺処分・埋却を的確かつ迅速に実施してまいります。

2 その他

- 口蹄疫発生に伴う関連対策の一つとして、殺処分家畜等に対する家畜伝染病予防法に基づく手当金の概算払を実施しており、申請のあったものから迅速に支払いを行っております。
- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染畜の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染畜の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

— お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課
担当者：伏見、嶋崎
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

[ページトップへ](#)